

平成31年度市民参加推進会議評価対象事業 評価シート

	事業名	担当課	開始年度	終了年度
1	自殺対策計画の策定	健康課	H30	H30
2	水道料金改定について	上下水道課	H30	H30
3	白井市商業施設等誘致促進条例の制定	産業振興課	H30	H30
4	白井市情報提供計画策定	総務課	H30	H31
5	第5次総合計画後期基本計画策定	企画政策課	H30	R2
6	西白井地区コミュニティ施設整備事業	市民活動支援課	H26	H31
7	第2期白井市ども・子育て支援事業計画策定事業	子育て支援課	H30	H31

事業名:2 水道料金改定について

委員氏名		総合評価点		33点		26点		30点		30点		31点		34点		27点		32点		平均
評価	質問	33点		26点		30点		30点		31点		34点		27点		32点		32点		30.3
		①意見交換会やワークショップ等の市民参加の拡大をしなかった背景は何か。	①公募人数の割合もよし、結果公表については1か月以内に会議録を公開している。すばやい対応である。	②事前周知が2カ所のみであることが残念である。	①意見交換会やワークショップ等の市民参加の拡大をしなかった背景は何か。	②事前周知が2カ所のみであることが残念である。	①10年以上据え置かれていた水道料金の値上げを検討するもの。身近な問題であり、意見交換会や、各地区での説明回を行うなど、広く市民の声を聞く必要があったのではないか(特に市営水道利用地区において)。	②審議会の審議期間も約半年と短かい。3回では十分な審議を尽くすには足りなかったのではないか。	③逆ザヤ解消のためには、いきなり35%の値上げが必要という事務局の説明から議論が始まっている。もっと以前に、値上げの必要について理解を求めるときであったのではないか。	赤字補填のための補助金は、県営水道利用地区住民の税金が市営水道地区の住民のために使われるということ。この状態は今後も長く続く。市民の理解と納得を得ることが大切。	①特に広く市民の意見を反映させる必要のある事業で審議会への機会だけで良いのだろうか。	②市民目線からすると不足を感じる。	③市民の目に触れる情報公開コーナー、図書館の活用をお願いしたい。	①水道料金の改定は、市民生活に直接的な影響を及ぼすものであり、慎重な審議・検討が必要である。担当課の自己評価で、上下水道事業審議会で審議され答申を受けているので市民参加の手法として問題ないとしているが、審議会は重複組織ではないか。	②審議会の意見のみが市民の声ではない。市民に最も身近な問題である案件であり、アンケートやワークショップなど他の意見徴集も実施するなどして、市民の声を幅広く徴集するべきであったのではないか。	③審議会の設置時期が8月とは遅すぎる。これでは実質的な審議が出来ない。	④10代の公募委員とは特筆できる。新鮮な意見が聞けるものと期待している。	①審議会では、女性委員の比率をもっと高めて欲しかった。	②単純に「賛否を問うようなアンケート」は必要ないと思うが、審議会以外に「パブリックコメント」や「説明会(質疑含む)」などの、丁寧な手続が欲しかった。	①実施した手法が審議会のみですが、もう少し手法を増やして欲しかった。
①審議会について公益団体(2名)の内訳と選考理由	①選出した学識経験者の専門性は何か。 ②公益団体の代表者はどんな団体から選出されたのか。				①もっと早い時期に審議を尽くし、早期に値上げを実施するか抜本的な対策をしていけば、今回のような疑問とはならなかったと思う。なぜ、これまで、値上げの議論が先送りされたのでしょうか。	②評価調査についての質問です公募委員の応募が各センター回収箱でも受付られたとありますが、なぜ募集周知が行われなかったのでしょうか。	20歳の若者が応募する為に何か特別な声掛けとかをしたのか。	上下水道事業審議会の設置時期、及び水道料金の改定について実質的に審議を開始した時期について問う。	①行政は、値上げ等に際して「適正化」というもともらしい表現を使う場合が多いが、「適正化＝値上げ」ではないと思うが、事務局の考える適正化とはどういう意義をもっているのか教えて欲しい。 ※光熱水というライフラインの中で、上水は「生命の維持に不可欠」であり、高額となり支払えないとか、特別な事情で払えない場合はどう考えるのか。単純に、受益者負担という考えのもと、給水停止などを行うことは適切とは言えないと思うがどうか。 ※租税でも、負担能力が弱いなどの場合に措置や執行停止などの措置があるが、水道料金に関しては、租税以上にこうした配慮(救済措置)が必要だと思うがどうなっているのか。 ②パブリックコメントや説明会などを計画・実施しなかった理由は何か。											
評価項目	実施状況	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	平均
実施した市民参加の手法	審議会の設置:平成30年9月22日～平成31年2月6日	5		5		5		5		5	市民参加の手法を多用し、市民の理解を深め、意見を広く求めるべきであったと思う。	5	水道料金改定という市民生活に関わる事柄はもっと市民の意見、考えを聞く機会、例えばアンケート、パブコメ等欲しかった。	5		5		5		5.0
選出した市民参加の手法		4		3		2		4		4		2		5		2		2		3.3
意見の取り扱いは		4		3		4		3		3		5		4		2		5		3.7
市民参加の取り扱いは		4		2		2		2		2		2		4		2		1		2.4
審議会の開催	任期:平成30年3月～令和2年3月(2年間) 募集期間:平成29年12月15日～平成30年1月15日 ①委員の人数:10人(男8女2) 市民公募委員:3人(うち無作為抽出1人) ②応募者:4人(男3女1)、選出者:2人(男2女0) 選出地域:七次台小学校区1人、桜台小学校区1人 選考基準:公開 応募方法:郵便、ファクシミリ、電子メール、各センター回収箱、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP ③会議の回数:3回(全て公開) 時間帯:平日日中 ④HP、情報公開コーナー ⑤公表の方法:情報公開コーナー、HP、図書館 会議録:要点訳 公開に要する期間:1か月以内	基準	①募集、事前周知の方法が不十分。 ②会議の開催の(平日日中午後)が限定的。	基準	①委員の男女比が4:1と偏りがある。 ②応募者もすべて男性を選出しているのはなぜだろう。 ③選考の周知方法他、図書館が入っていない。	基準		基準		基準	①公募委員占有率30%。 ②募集は広報しろい、ホームページで行われたが、情報公開コーナー、図書館で行われていない。 応募だけは各センターでも受付。 ③会議が3回のみ。全て平日日中。(平日夜間か土休日の開催なし。) ④会議の事前周知が図書館でない。 ⑤結果公表はMUSTの3箇所で行っている。1ヶ月以内の公表と早い。会議録にインデックスなし	基準	①審議会に20歳の若者が応募して採用されているのに驚いた。 ②女性の応募がないのは保育が書かれていないからではないか。 ③募集期間は年末年始だが1か月間あるので良い。	基準	公募期間は十分。	基準	①会議の開催が平日日中のみなのは残念ですが、会議録を1か月以内に公開している事を評価します。	基準		
		8		7		9		8		9		8		9		10		10		8.7
		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準		水準
		8		6		8		7		7		9		7		6		7		7.2
		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計
		16		13		17		15		16		17		16		16		17		15.9

事業名:4 白井市情報提供計画策定

委員氏名												平均																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
総合評価点												0.0																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
コメント	初年度であるにしても、事業目的(行政内部の情報共有、市民への情報提供の具体的指針の策定)を達成するための取組意欲があまり感じられない。今後に向けて、まずは、自己評価をしっかり行うことが必要です。											市民参加は、情報の策定と公開がカギをにぎっていると言われている。したがって、適切な情報を策定し公開することが必要となる。行政基礎情報、財務情報産業統計情報、政治争点情報など必要な情報を整理し、公開していくことが待たれている。										①昨年度11月に開始し、昨年度中に実施された市民参加の手法は審議会(2回)のみ。今後、情報の受け手の市民の声を幅広く聴き、計画策定に反映していただきたい。(ワークショップ、意見交換会の実施など。) ②審議会について ・公募委員占率が50%と高いのは評価したい。開催が平日日中、今後、平日夜間、土休日の開催も検討いただきたい。 ・会議の周知がMUSTの図書館でなかった。 ・会議録の公表先にMUSTの情報公開コーナー、図書館がない。 ・会議録の公表が半年後というのは遅すぎる。(周知・公表は情報提供の基本なので改善いただきたい。)	情報提供計画という市民にとって重要な課題であるにも関わらず積極的に公開する姿勢が見られないのが残念である。	①実施状況調査票には、対象とする情報、取り扱う範囲など、検討の前提条件が記載されていませんので軽々には言えませんが、常識的には、「調査票・概要5」及び「会議の概要2」で示されている事柄は、いずれも議論百出の課題です。当該事業の実施期間(1年半、会議数6回)、委員会のメンバー、行政スタッフなどを勘案すると、いずれも期待どりの成果を得ることは難しいのではないかと思います。事業の名称を「計画」から「基本概念」、「基本方針」、「基本構想」など、目標値が曖昧な事業名称とすることをお勧めいたします。	継続事業なので、点数評価はしない。行政機関の「情報公開」に関しては、国レベルでも文書類の隠蔽や改ざんが相次ぎ、信用は地に落ちていると言っても過言ではないなかで、白井市においても「学校給食共同調理場問題」や「平成30年度個人市民税の大量誤賦課問題」などで、市民に正確な情報を伝えず誤魔化そうとする情報操作が行われ、非常に残念だった。国境なき記者団が発表している日本の報道の自由度も大きく低下しており、今や胸をはって自由主義陣営、民主主義陣営とさえ言えなくなっていると思う。この問題は、政府機関だけでなく、日本を代表するような大企業でも軒並み発生し、日本企業の信用も大きく落ち込んでおり、「ハブル崩壊後の失われた10年」だけでなく、世界の中で日本だけが30年」とも批評される状態になっていることと無関係ではない。ぜひ、信用を回復させるような「ごまかしがなくなるような措置の制度化(例えば、会議録の改ざんを許さないように、録音データの保存と公開の義務付けなど)」、具体的には公文書を適正に管理する制度(条例化が最も好ましい)と、条例にもとづく公開請求という手続きをとらないでも速やかに公開・開示することを、改めて明確にするなどを期待している。ごまかしのない情報公開が担保は、民主政治、民主的行政運営の土台であり、本推進会議における市民参加に関する評価などにおいても、その基礎となるもので強く期待している。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
質問	①実施状況調査票の概要「8自己評価」及び「9日配布資料」の内容が未記載。 ②「学識経験者の専門分野」及び「公募委員の応募機会の適切性」の具体的な内容。 ③会議開催場所「その他」?	平成31年度4回会議開催予定とのことだが、まだ開催されていないのか。	①学識経験者とはどんな専門性なのか。 ②学識経験者にマスコミ関係者を加えることを必要ではないのか。																			①どういふスタンス、目標をもって取り組んでいるのでしょうか。 ②情報公開(市民参加の前提)で、日本一と言えるような水準をめざす姿勢でいるのでしょうか。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
評価項目	実施状況	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント	評点	コメント																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
11	平成30年度以前に実施した市民参加の手法: 審議会の設置平成30年11月13日～令和2年3月31日		事前周知、調査及び結果公表等のそれぞれの方法について、事前に十分検討いただきたい。																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
12	平成31年度以降の実地予定の市民参加の手法: アンケート調査の実施:実施日未定																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
13	任期:平成30年11月～令和2年3月(2年間) (計画策定まで) 募集期間:平成30年8月1日～平成30年8月17日(17日間) ①公募委員の数:全体に占める割合 委員の人数:6人(男3女3) ②市民公募委員:3人(うち無作為抽出1人) ③選考基準:公募委員の男女比・地域の割合、募集方法 応募者:3人(男2女1) 選出者:2人(男1女1) 選出地域:池の上小学校区2人 選考基準:公開 応募方法:郵便、電子メール、各センター、担当課窓口 周知方法:広報しろい、HP、各センター、担当課窓口 ④会議の回数・時間帯 会議の回数:2回(全て公開) 時間帯:平日日中 ⑤事前周知の方法 HP、情報公開コーナー ⑥公表の方法:HP ⑦会議録・要約 公開に要する期間:半年以内	基準 6	公募委員の募集方法、事前周知・結果公表等の市民への情報提供が不十分である。	基準 7	事前周知に図書館が入っていない。	基準 8		基準 7		基準 6		基準 6		基準 7		基準 5		基準 6		基準 7		基準 8		基準 9		基準 10		基準 11		基準 12		基準 13		基準 14		基準 15		基準 16		基準 17		基準 18		基準 19		基準 20		基準 21		基準 22		基準 23		基準 24		基準 25		基準 26		基準 27		基準 28		基準 29		基準 30		基準 31		基準 32		基準 33		基準 34		基準 35		基準 36		基準 37		基準 38		基準 39		基準 40		基準 41		基準 42		基準 43		基準 44		基準 45		基準 46		基準 47		基準 48		基準 49		基準 50		基準 51		基準 52		基準 53		基準 54		基準 55		基準 56		基準 57		基準 58		基準 59		基準 60		基準 61		基準 62		基準 63		基準 64		基準 65		基準 66		基準 67		基準 68		基準 69		基準 70		基準 71		基準 72		基準 73		基準 74		基準 75		基準 76		基準 77		基準 78		基準 79		基準 80		基準 81		基準 82		基準 83		基準 84		基準 85		基準 86		基準 87		基準 88		基準 89		基準 90		基準 91		基準 92		基準 93		基準 94		基準 95		基準 96		基準 97		基準 98		基準 99		基準 100		基準 101		基準 102		基準 103		基準 104		基準 105		基準 106		基準 107		基準 108		基準 109		基準 110		基準 111		基準 112		基準 113		基準 114		基準 115		基準 116		基準 117		基準 118		基準 119		基準 120		基準 121		基準 122		基準 123		基準 124		基準 125		基準 126		基準 127		基準 128		基準 129		基準 130		基準 131		基準 132		基準 133		基準 134		基準 135		基準 136		基準 137		基準 138		基準 139		基準 140		基準 141		基準 142		基準 143		基準 144		基準 145		基準 146		基準 147		基準 148		基準 149		基準 150		基準 151		基準 152		基準 153		基準 154		基準 155		基準 156		基準 157		基準 158		基準 159		基準 160		基準 161		基準 162		基準 163		基準 164		基準 165		基準 166		基準 167		基準 168		基準 169		基準 170		基準 171		基準 172		基準 173		基準 174		基準 175		基準 176		基準 177		基準 178		基準 179		基準 180		基準 181		基準 182		基準 183		基準 184		基準 185		基準 186		基準 187		基準 188		基準 189		基準 190		基準 191		基準 192		基準 193		基準 194		基準 195		基準 196		基準 197		基準 198		基準 199		基準 200		基準 201		基準 202		基準 203		基準 204		基準 205		基準 206		基準 207		基準 208		基準 209		基準 210		基準 211		基準 212		基準 213		基準 214		基準 215		基準 216		基準 217		基準 218		基準 219		基準 220		基準 221		基準 222		基準 223		基準 224		基準 225		基準 226		基準 227		基準 228		基準 229		基準 230		基準 231		基準 232		基準 233		基準 234		基準 235		基準 236		基準 237		基準 238		基準 239		基準 240		基準 241		基準 242		基準 243		基準 244		基準 245		基準 246		基準 247		基準 248		基準 249		基準 250		基準 251		基準 252		基準 253		基準 254		基準 255		基準 256		基準 257		基準 258		基準 259		基準 260		基準 261		基準 262		基準 263		基準 264		基準 265		基準 266		基準 267		基準 268		基準 269		基準 270		基準 271		基準 272		基準 273		基準 274		基準 275		基準 276		基準 277		基準 278		基準 279		基準 280		基準 281		基準 282		基準 283		基準 284		基準 285		基準 286		基準 287		基準 288		基準 289		基準 290		基準 291		基準 292		基準 293		基準 294		基準 295		基準 296		基準 297		基準 298		基準 299		基準 300		基準 301		基準 302		基準 303		基準 304		基準 305		基準 306		基準 307		基準 308		基準 309		基準 310		基準 311		基準 312		基準 313		基準 314		基準 315		基準 316		基準 317		基準 318		基準 319		基準 320		基準 321		基準 322		基準 323		基準 324		基準 325		基準 326		基準 327		基準 328		基準 329		基準 330		基準 331		基準 332		基準 333		基準 334		基準 335		基準 336		基準 337		基準 338		基準 339		基準 340		基準 341		基準 342		基準 343		基準 344		基準 345		基準 346		基準 347		基準 348		基準 349		基準 350		基準 351		基準 352		基準 353		基準 354		基準 355		基準 356		基準 357		基準 358		基準 359		基準 360		基準 361		基準 362		基準 363		基準 364		基準 365		基準 366		基準 367		基準 368		基準 369		基準 370		基準 371		基準 372		基準 373		基準 374		基準 375		基準 376		基準 377		基準 378		基準 379		基準 380		基準 381		基準 382		基準 383		基準 384		基準 385		基準 386		基準 387		基準 388		基準 389		基準 390		基準 391		基準 392		基準 393		基準 394		基準 395		基準 396		基準 397		基準 398		基準 399		基準 400		基準 401		基準 402		基準 403		基準 404		基準 405		基準 406		基準 407		基準 408		基準 409		基準 410		基準 411		基準 412		基準 413		基準 414		基準 415		基準 416		基準 417		基準 418		基準 419		基準 420		基準 421		基準 422		基準 423		基準 424		基準 425		基準 426		基準 427		基準 428		基準 429		基準 430		基準 431		基準 432		基準 433		基準 434		基準 435		基準 436		基準 437		基準 438		基準 439		基準 440		基準 441		基準 442		基準 443		基準 444		基準 445		基準 446		基準 447		基準 448		基準 449		基準 450		基準 451		基準 452		基準 453		基準 454		基準 455		基準 456		基準 457		基準 458		基準 459		基準 460		基準 461		基準 462		基準 463		基準 464		基準 465		基準 466		基準 467		基準 468		基準 469		基準 470		基準 471		基準 472		基準 473		基準 474		基準 475		基準 476		基準 477		基準 478		基準 479		基準 480		基準 481		基準 482		基準 483		基準 484		基準 485		基準 486		基準 487		基準 488		基準 489		基準 490		基準 491		基準 492		基準 493		基準 494		基準 495		基準 496		基準 497		基準 498		基準 499		基準 500		基準 501		基準 502		基準 503		基準 504		基準 505		基準 506		基準 507		基準 508		基準 509		基準 510		基準 511		基準 512		基準 513		基準 514		基準 515		基準 516		基準 517		基準 518		基準 519		基準 520		基準 521		基準 522		基準 523		基準 524		基準 525		基準 526		基準 527		基準 528		基準 529		基準 530		基準 531		基準 532		基準 533		基準 534		基準 535		基準 536		基準 537		基準 538		基準 539		基準 540		基準 541		基準 542		基準 543		基準 544		基準 545		基準 546		基準 547		基準 548		基準 549		基準 550		基準 551		基準 552		基準 553		基準 554		基準 555		基準 556		基準 557		基準 558		基準 559		基準 560		基準 561		基準 562		基準 563		基準 564		基準 565		基準 566		基準 567		基準 568		基準 569		基準 570		基準 571		基準 572		基準 573		基準 574		基準 575		基準 576		基準 577		基準 578		基準 579		基準 580		基準 581		基準 582		基準 583		基準 584		基準 585		基準 586		基準 587		基準 588		基準 589		基準 590		基準 591		基準 592		基準 593		基準 594		基準 595		基準 596		基準 597		基準 598		基準 599		基準 600		基準 601		基準 602		基準 603		基準 604		基準 6